

# 令和4年度玖珠町教育行政の重点方針

令和4年4月

玖珠町教育委員会

# 令和4年度玖珠町教育行政の重点方針

## 教育行政の基調

### 『子どもたちに未来へのバトンを渡すために』

～ 少子・人口減少社会において地方創生を視野に入れた地域の活力を生み出す教育施策 ～

現在のわたしたちの社会生活は、地域の人口減少と少子高齢化が進む中で、グローバル社会の進展に伴う価値観の多様化や、情報通信技術の進歩とSNSの普及など、急速に変化する生活環境の中でさまざまな影響を受けています。そういった中で、子どもたちの規範意識や道徳心の低下、家庭や地域の教育力の低下、そして地域社会のつながりの希薄化などが顕在化しており、社会的な課題となっています。

また、コロナ禍の中で、GIGAスクール構想による一人一台パソコンを活用したオンライン授業の実施やデジタル教材の普及など、子どもたちの教育環境も大きく変化しています。

玖珠町第6次総合計画に掲げられた「次代を担う子どもとともに 未来をつくるまち」というまちづくりの基本理念を実現するためにも、子どもたちの「心の豊かさ」や「生きる力」を育む学校教育の取組とともに、住民一人ひとりが生きがいや思いやりを持ち「活力ある共生社会」の実現に向けた主体的な生涯学習も推進しなければなりません。

玖珠町教育委員会は、玖珠町の教育行政の目指すべき方向を確かなものにするるとともに、現状の課題や具体的な取組を明らかにするため、毎年度重点方針を定めて事業施策を展開していきます。

玖珠町のまちづくりのテーマである「童話の里」づくりは人づくりです。人が生涯にわたって生き生きと暮らすためには、教育の果たす役割はきわめて重要です。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら協働し、町民一人ひとりが夢を持ち、個々と地域の課題を掘り起こし、解決方法を探ることこそが「童話の里」づくりであるとの認識に立ちます。

## 今年度の重点方針

### I 学校教育

1. 確かな学力の定着・向上（知）
2. 豊かな人間性の育成（徳）
3. 心身の健康と体力の向上（体）
4. 特別支援教育の充実
5. 保護者・地域に開かれた学校づくりの推進
6. 安心・安全な学校づくり
7. 組織的に取り組む学校運営体制づくりと教職員の資質向上
8. 「この地域」だからこそ学べる魅力ある学校づくり
9. 学校間・校種間のきめ細やかな連携
10. ICTを活用した教育の推進
11. 学校における働き方改革の推進
12. 地域の高校に対する支援と玖珠志学塾の運営
13. 就学前教育の質の向上と教育環境の整備
14. 安全・安心な学校給食の提供と地産地消・食育の推進

### II 社会教育

1. 地域の協育力の向上
2. 子どもと大人 家庭と地域での教育
3. 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの推進
4. 久留島武彦精神を継承する環境の充実
5. 文化の創造と振興
6. 地域にある文化財の保存と活用の推進
7. 生涯学習を保障する図書館サービス網の充実

### III 人権教育

1. 学校教育における人権教育の充実
2. あらゆる場における人権教育の推進

## I 学校教育

「自分が好き、学校が好き、玖珠が好き」と言える子どもの育成をめざし、本年度4つの重点をもって、学校教育施策を行います。

1. 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成
2. 家庭・地域に信頼され、協働して子どもを育む学校教育の推進
3. 学校間・校種間のきめ細やかな連携
4. ICTを活用した教育の推進

### 1. 確かな学力の定着・向上（知）

「第5次玖珠町学力向上推進計画」に基づき、教育行政、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を全うすることで、確かな学力の定着・向上を図ります。

- ①確認テスト・玖珠町標準学力調査の実施
- ②図書館活用教育の推進

### 2. 豊かな人間性の育成（徳）

あいさつ、時間、言葉遣いなど基本的な生活習慣の徹底を図るとともに、心の教育（道徳教育・人権教育等）を充実させることによって、自己肯定感を育む取組を推進します。

- ①体験的参加型授業・体験活動の充実
- ②生徒指導の充実

### 3. 心身の健康と体力の向上（体）

町内全小・中学校において「体力向上一校一実践」の取組を継続的に行い、体力の向上に努めるとともに、望ましい生活習慣に繋がるように食育の充実を図ります。

- ①日常的な体力づくりの充実
- ②栄養教諭を活用した食に関する指導の充実

### 4. 特別支援教育の充実

支援を要する児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的自立に必要な力を養うため、就学前から関係団体との連携を図ります。

- ①個別の指導計画の作成と活用の推進
- ②特別支援教育支援員の活用
- ③インクルーシブ教育の推進（同じ場で共に学ぶ）

### 5. 保護者・地域に開かれた学校づくりの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活用し、保護者・地域住民の学校経営への参画を促し、家庭・地域に信頼される「地域とともにある学校づくり」を推進します。

- ①積極的な情報発信
- ②地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動の推進
- ③地域学校協働本部との連携

## 6. 安心・安全な学校づくり

生活安全（防犯）、交通安全、災害安全（防災）の3つの領域それぞれにおいて、児童生徒の安全確保に向け、安心・安全な学校づくりに取り組みます。

- ①危機管理マニュアルの見直しと研修
- ②通学路安全点検の実施と危険個所の解消
- ③施設・設備の安全点検の徹底及び整備

## 7. 組織的に取り組む学校運営体制づくりと教職員の資質・能力の向上

学校の教育目標達成に向けて組織的に取り組む学校運営体制を確立するとともに、互見授業や校内研修の充実及び研究推進校の指定や学校訪問等を通して、教職員の資質・能力の向上を図ります。

- ①校内研修や管理職による観察・指導の実施
- ②各校教職員間の効果的な研修の実施

## 8. 「この地域」だからこそ学べる魅力ある学校づくり

玖珠町出身の先哲等に学ぶ学習を推進することを通して、郷土についての理解を深めるとともに、郷土を愛し、より良くしようとする態度の育成を目指します。

- ①教職員への郷土を学ぶ研修の実施
- ②副読本を用いた各小学校における久留島学習をはじめとする先哲学習の定着

## 9. 学校間・校種間のきめ細やかな連携

小学校とくす星翔中学校が連携し、中1ギャップ解消をはじめスムーズな中学校生活を送れるよう取り組みます。

また、くす星翔中学校と玖珠美山高校との校種間連携や、玖珠町内のこども園や町立幼稚園と小学校との校種間連携が円滑に進められる場づくりに取り組みます。

- ①校種間連携に係る事業の実施

## 10. ICTを活用した教育の推進

文部科学省の推進するGIGAスクール構想において示されている「一人一人の能力や個性に応じて個別最適化された学び」の実現に向けて、学習環境の整備充実に取り組みます。

- ①デジタル教材の活用
- ②児童生徒の情報活用能力の向上
- ③家庭学習での通信端末の活用

## 11. 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の目的は、「教師がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合っ

て自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。これに基づき、学校における働き方改革を推進します。

- ① I C Tを活用した日常における業務改善の取組
- ②出退勤管理と具体性のある改善目標の設定（1校1改善運動）

### 1 2. 地域の高校に対する支援と玖珠志学塾の運営

地域に唯一の高校である県立玖珠美山高校の存続に向けた支援を行うとともに、同校生徒の進路達成に向けた支援に取り組みます。

- ①広報及び人材育成や部活動への支援
- ②公営塾の効果的な運営
- ③郡外等から就学する生徒への下宿助成

### 1 3. 就学前教育の質の向上と教育環境の整備

「玖珠町幼児教育振興プログラム」に基づき、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を小学校、幼稚園、こども園と共有し、就学前教育の質の向上と充実を図ります。また、地域の実態をふまえた教育環境の整備に努めます。

- ①諮問機関における調査、審議
- ②認定こども園等と町立幼稚園の連携
- ③幼小接続カリキュラムの編成
- ④関係機関との情報共有と就学前児童及び保護者への相談支援

### 1 4. 安全・安心な学校給食の提供と地産地消・食育の推進

玖珠町で採れる新鮮で安全・安心な米や野菜などの食材を積極的に活用しながら、地域の農と食文化の素晴らしさを知り、郷土愛を育む取組を進めます。

食材費とのバランス関係にある給食費の滞納対策を強化します。

学校給食センターの施設の更新・改修により、調理能力及び衛生管理を補強し安全・安心で美味しい給食の提供に努めます。

- ①郷土愛を育む地産地消の推進
- ②新鮮で安全・安心である適正な食材確保
- ③計画的な調理施設・設備・備品等の整備
- ④調理業務の民間委託の検討

## Ⅱ 社会教育

社会教育基本計画（令和3年度から令和7年度まで）の3つの基本目標に沿った7つの重点方針により、本年度の社会教育施策を行います。

### 【社会教育基本計画 基本目標】

1. 人づくり 生きがいを育む社会教育の推進
2. 体づくり 心と体の調和を図る社会体育の充実
3. 心づくり 郷土の文化・歴史の学習、芸術創造力の育成

### 1. 地域の協育力の向上

地域づくりの主役である大人自身が地域の持つ課題を認識し、主体的な生涯学習に対する意識を高めることで、地域づくりに参画・協働する雰囲気づくりを進めます。

また、子ども達と共に学び世代間の繋がりを持つことで、子ども達が大人になってからも地域を発展させる力となるようにしなければなりません。

- ①「協育」ネットワーク連携促進事業
- ②世代に応じた各種学習活動の支援

### 2. 子どもと大人 家庭と地域での教育

家庭や地域での学びは、人間形成の基礎を養う大切な役割を担っています。学習機会の充実を図ることにより各家庭の教育力の向上に繋げると共に、子ども達には、地域での交流や体験を通じた活動で、学び・考え・行動するといった人格を養う環境づくりをしなければなりません。

子どもの健全育成のためには、家庭・地域・学校と連携を図る必要があります。

- ①青少年健全育成協議会への支援
- ②わらべサークル協議会への支援
- ③児童文化の担い手の育成
- ④家庭教育に関する講演会の実施

### 3. 生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの推進

心身ともに健康で充実した毎日を過ごすためには、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむことが重要です。

活動団体及び指導者の育成及び競技力向上の支援、体力向上・健康増進に関する情報や学習機会の提供をしていく必要があります。

- ①スポーツ団体、サークル活動の充実
- ②住民参加型のスポーツイベントの実施

### 4. 久留島武彦精神を継承する環境の充実

「童話の里」の根幹をなす日本のアンデルセン・久留島武彦の偉業やその精神を後世に伝えるため、各年齢層に合った学習環境を充実します。久留島武彦の幅広いネットワークを活かせるような企画を試み、記念館を通じた調査・研究の成果を町民と共有することで、半世紀以上の歴史を誇る「童話の里」づくりのさらなる発展を目指します。

- ①日本童話祭の開催
- ②久留島武彦顕彰全国語りべ大会の開催

- ③久留島武彦顕彰全国児童生徒俳句大会の開催
- ④久留島武彦童話賞子ども創作童話コンクールの開催
- ⑤小中学校をはじめとする久留島学習の場の提供
- ⑥久留島武彦記念館による調査・資料収集・研究・企画展示・情報発信

## 5. 文化の創造と振興

文化芸術の振興は、「童話の里」づくりにとって重要な取組です。文化の薫る感性豊かな町となるために、すぐれた文化芸術作品に触れる機会を充実し、理解を深め、親しめる環境づくりを行います。

- ①町美術展覧会・自主文化芸術活動への支援
- ②巡回音楽会の開催
- ③文化芸術活動を促進するための公民館フェスティバルの開催
- ④文化芸術に触れる機会の提供
- ⑤久留島武彦記念館による企画展の開催

## 6. 地域にある文化財の保存と活用の推進

地域にある文化財を活用した、郷土教育並びに地域の歴史、文化を学ぶ場の提供が必要です。このことから、町内の小中学校への出前授業をはじめ文化財の保護・保存・整備に取り組み、地域づくりにつながる活動を行っていきます。

- ①文化財の保存・活用の推進
- ②国指定文化財の保存整備
- ③各小中学校の郷土教育の支援

## 7. 生涯学習を保障する図書館サービス網の充実

あらゆる年代層に生涯学習を保障するため、既存施設を活用した図書館サービス網を充実させるとともに今後の図書館サービスのあり方について関係各所と連携・協議を深めます。

- ①わらべの館の図書の実充
- ②くすまちメルサンホール図書室の実充と利用者の拡大
- ③わらべの館児童図書室と中央公民館図書室の連携
- ④わらべの館移動図書館車の活用
- ⑤図書館サービスのあり方について連携・協議（各自治会館との連携）



### Ⅲ 人権教育

#### 1. 学校教育における人権教育の充実

玖珠町人権施策基本計画に伴う実施計画に基づいて、教育活動全体を通して意図的・計画的に人権教育を推進します。また、人権教育推進校の指定による研究成果の共有、人権に係る研修会への積極的な参加等によって、教職員の資質の向上を図り、人権教育の充実を目指します。

- ①児童生徒への部落差別解消に向けた人権教育の指導及び啓発活動の推進
- ②部落差別解消に向けた教職員研修の実施

#### 2. あらゆる場における人権教育の推進

「玖珠町人権施策基本計画」を基調に、わが国固有の人権問題である部落差別問題をはじめ、女性や子ども・高齢者・障がい者・外国人・医療など様々な人権課題について正しく理解し、その解決に向けた意欲と実践力を持った住民を育成することが重要です。あらゆる場において、学習機会の提供を人権確立・部落差別解消推進課と連携して進めます。

- ①人権公開講座の開催
- ②広報くす「あなたの人権・わたしの人権」の掲載
- ③部落差別の解消の推進に関する法律の目的に沿った事業実施